

2009 年 12 月 30 日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cn

URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15樓62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ



従業員宛手当でも給与総額
へ組み入れ

2009 年 11 月 12 日付で《企業が従業員福利費の財務管理を強化することに関する通知》¹が公布され、同日施行されることとなりました。

本通知の中で、従業員福利費は次のような説明がなされております。

企業従業員福利費とは企業が従業員のために提供する従業員給与、賞与、手当、給与総額に組み入れて管理する補助、従業員教育経費、社会保険費及び補充養老保険費（年金）、補充医療保険費及び住宅積立金以外の福利待遇支出。

そして、企業が従業員のために提供する交通、住宅、通信、昼食費等を従業員給与総額に組み入れ、あらためて従業員福利費としての管理を行わないものとしております。外国人の場合、住宅手当が金額として大きいケースが多く、この部分について本通知が適用されると負担が大きくなりますが、外国人の住宅手当については別途規定²により控除できることが明確になっていますの、本通知により影響を受けることはないものとおもわれます。

中国は昨年 4 兆元もの経済対策を行ったはいいものの、その源資を埋め合わせるべく最近税務局や税関の税徴収が以前にも増して厳格化しております。税率を増やすためには税率を上げるというのが最も簡単な手法ですが、景気が全面的に回復したわけでもない状況での税率アップは国民の反感を買うことが容易に予想されます。そのため、政策変更を行わ

¹ 財企〔2009〕242号

² 1988 年年 1 月 20 日：《財政部税務総局：外国籍従業員の中国における住宅費の控除を許可して納税計算することに関する通知》

ずして税金を増やすという方法がとられることとなります。企業に対する税務局や税関の税徴収の強化はその流れのひとつといえるでしょう。そして、今回は個人の給与所得が対象となっており、個人所得税がターゲットになっていることがわかります。本通知の内容は以前からのものを再徹底しているに過ぎず、特に大きく政策変更がなされたわけではありませんが、各地によりその対応状況も異なっており、交通、住宅、通信、昼食費等を給与総額に組み入れていない地方も少なくありません。既に新聞報道等では手取り給与が減少した事例についても紹介され始めており、今後各地がどのようなスタンスで運用していくかを注視していく必要があります。

以 上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。